

# 令和8年度 部活動運営方針

は変更点。

日立市立大久保中学校

校長 寺門 寛

## 1 部活動のねらい

- ・個性の伸長と生涯教育の一環として、楽しみながら活動することと、体力・技術・競技力を向上させることの両立を図る。
- ・心身の調和のとれた発達を図り、他者と協力し連帯する精神や公平さと規律を尊ぶ態度、克己心を育てる。
- ・部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度を育てる。

## 2 入部について

- ・本校の部活動は**希望入部制**である。
- ・部活動は原則として3年間継続する。やむを得ない事情で部活動を転部・退部する場合には、顧問や担任、学年主任等に相談し協議する。
- ・1年生は、入部届受理後から正式活動とする。(入部届は担任と各部顧問に提出)  
正式入部までの手順は、部活動見学→部活動体験(仮入部)→入部届提出→正式入部とする。
- ・2・3年生は、年度初めに部活動在籍届を必ず各学級担任に提出する。

## 3 退部について

- ・退部の仕方は下記の通りにする。  
顧問や担任、学年主任と相談する。→退部届を担任から受け取る。→本人から顧問に退部届を提出する。→担任は部活動主任に報告する。

## 4 転部について

- ・転部の仕方は下記の通りにする。  
退部届受理後→担任と新顧問に相談する。→仮入部期間を設ける。→担任から入部届を受け取る。→入部届提出→正式入部とする。

## 5 活動時間・休養日について

### (1)活動時間について

- ・平日は、2時間を上限とする。土日祝日は、3時間を上限とする。  
※1週間の活動時間の合計が11時間とする。(練習試合や大会も含む)  
活動時間は個人ごとで換算し、長期休業期間も活動時間上限は週11時間以内とする。
- ・朝の活動は原則として行わない。
- ・平日の放課後における活動時間

	4月～ 9月	10月 県北新人まで	10月 県北新人後	11～1月	2月	3月
終了時刻	17:30	17:30	17:15	16:45	17:00	17:15
完全下校	17:45	17:45	17:30	17:00	17:15	17:30

## (2) 休養日について

- ・年間を通じて月曜日、木曜日、土曜日、日曜日 の週4日を休養日とする。(日立市内全学校)  
ただし、総体前・新人戦前である5月第2週・第4週の土日は「練習試合のみ」、5月第5週の土日、6月第2週の土日、9月第2週の土日、9月第4週の土日は「練習または練習試合」を実施できる。なお、合同チームとして活動する部活動は、特例的に4月12日(日)、4月13日(月)、4月25日(土)、4月26日(日)に練習や練習試合を行うことができる。
- ・長期休業期間中は、学期中に準じた扱いとなり、さらに休業日数の約半数を休養日とする。また、7日以上連続した長期の休養日を設ける。(日立市内全学校)
- ・入学式の日、各学期の**全校集会**・始業式及び終業式の日、卒業式の日、修了式の日を休養日とする。
- ・定期試験前の3日間を休養日とする。

### 市からの指示による休養日

- ・8月11日(火)～16日(日)
- ・11月13日(金)(茨城県民の日)
- ・12月28日(月)～1月4日(月)

## 6 部活動の適切な指導

- ・部員の出席・参加状況について、部活動開始時に確認する。
- ・部活動顧問は、けが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。
- ・けが防止の対策として、十分な準備運動(ウォーミングアップ)を行う。安全な装備の確認、安全な活動間隔の確保、事故防止の補助具設置を行う。
- ・けが等が発生した場合は、管理職、養護教諭への報告・相談を行うとともに、保護者へ連絡する。さらに、事故等の状況によって、医療機関への連絡を行う。
- ・けが等の治療は日本スポーツ振興センターの適用となるため、養護教諭と連携を図る。
- ・雨天時に校舎内を使用する場合は、練習内容や活動場所など、安全に十分留意する。
- ・トレーニング効果を得るために、休養を適切にとること。
- ・過度な練習が、スポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、**1週間の練習総時間が11時間を超えることがないようにする。**
- ・生徒がバーンアウト(心理的燃え尽き症候群)することがないように、活動の特性を踏まえた科学的なトレーニングを積極的に導入し、休養をとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・**生徒の人格・人権を尊重した指導を心がけ、体罰、セクシャルハラスメント、暴言等を行ってはならない。**
- ・部活動顧問がいない場合は、活動しない。

### 熱中症事故の防止

#### ●情報の収集

- ・気象庁の高温注意情報、環境省熱中症予防情報サイトの確認をする。
- ・携帯型熱中症指数モニターを確認する。

#### ●活動の中止

- ・暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、屋内外の活動を、原則として行わない。
- ・練習試合の場合も同様に、必要に応じて中止等の対応をとる。

#### ●万が一熱中症の疑いがある場合、迅速かつ適切に以下の対応をとること。

- ・早期の水分・塩分補給
- ・早期の体温の冷却
- ・病院への搬送等

## 7 大会等の参加について

### (1) 学校部活動としての出場を認めるにあたっての共通理解事項

1 部活動地域展開の意向を踏まえ、出場を認める大会は必要最低限にとどめる。

2 出場を認める大会については、本資料で検討され承認された大会に限定し、市内で統一した対応をとることとする。ただし、新規に出場許可を申請され判断に迷った場合には、中学校部会長を中心に審議し判断することとする。

3 大会出場を認める基準は以下の内容を原則とする。

① 総体及び新人戦の組み合わせを決めるための順位付け（シード決め）を目的とした大会

② 県内全域で行われ、出場が慣例となっている大会

③ 大会上位のチーム・選手にのみ出場が認められている大会

※ ただし、特定の市町村の団体が開催するものは原則対象外とする。

※ 県外で行われる大会については大会の趣旨・内容を精査し、中学校部会長と相談の上、判断することとする。

④ 日立市で定めた「練習試合または試合に向けた練習の実施可能日」に開催される大会

4 リーグ戦等、長期にわたって開催される大会については、地域展開の意向を踏まえ、学校部活動としての出場を認めない。

5 個人戦への出場は、原則として保護者が参加申込及び引率を行うものとし、学校部活動としての出場は行わない。

※ ただし、引率責任がなければ、便宜上学校から一括して申し込むことや学校所属として出場することは妨げない。

※ そのため、3③にある大会上位の選手にのみ出場が認められる大会の個人戦への出場については、学校が許可するものではなく、選手及び保護者の判断に任せることとする。

6 冠大会等への参加は、選手・保護者に出場する意思があることが前提であり、大会出場を認める基準に該当する大会であっても出場を強制するものではないことを踏まえ、出場の意思を確認した上で出場を認めることとする。

7 別添資料の大会一覧のうち、黄緑色で塗りつぶされた大会について学校部活動としての出場を認める。

## (2) 来年度からの出場認定

本資料を根拠とし、来年度以降の冠大会への出場認定を各学校で行うことになる。各学校長は、大会上位校が招待される大会について判断に迷う場合は、必ず中学校部会長または市教育委員会に相談をしてから判断するようになる。大会出場については、必ず管理職に相談し、大会参加の可否を確認してから動くこと。学校長に伺いをたてる前に、生徒や保護者に「招待試合の案内が届いた」等、事前周知をすることのないよう注意をすること。

## (3) 地域クラブ等の活動を優先して、休日の部活動を欠席する生徒への指導

練習試合または練習実施可能日に、地域クラブ等の活動を優先して部活動を欠席する生徒が出てくるとも考えられる。このような生徒に対し、部活動顧問が圧をかけて阻止したり、部活動への参加を強制したりすることがあると、大きな問題に発展する可能性がある。休日の部活動は原則行わない（あくまで実施可能日である）という視点と、地域展開の趣旨を踏まえると、地域活動を優先するか、部活動を優先するかは個人の判断に委ねる。

(4) 出場してよいと認められている大会に参加する場合には、以下の申請を行う。それ以外の大会については、(2)に記載の通り、必ず管理職に相談し、大会参加の可否を確認してからの申請となる。

市内の場合は、対外競技参加承認申請書に記入し、校長に提出して承認を得ること。

市外の場合は、対外競技参加承認申請書に記入し、校長を経て教育委員会の承認を得ること。

また、市外の場合は、対外競技参加承認申請書と併に大会要項も提出する。

※ 対外競技参加承認申請書は、実施日の10日前までに、校長又は教育委員会へ提出すること。

※中体連の大会については、対外競技参加承認申請書の提出は必要ない。

・練習試合は顧問からの申請を受け、校長が決定する。

・大会にかかる経費については下記の通りにする。

### 生徒活動後援会から支出する場合

・ 交通費 ・ 中体連主催の大会（全国大会、関東大会含む）

・ 吹奏楽コンクール、合唱コンクール等

・ 宿泊費 ・ 中体連主催の全国大会・関東大会、全国・関東吹奏楽コンクール等

・ 参加費 ・ 団体参加費（主催によって）

・ 登録費 ・ 県競技団体登録費

※上記以外の対外試合及び練習試合に必要な経費については原則、個人負担とする。

## 8 部活動の地域展開に向けた取組について（別添資料も参照）

市教育委員会発出の「令和8年度から中学生の休日の活動の幅が広がります」リーフレットに示された通り、「休日の生徒の活動は、休日に活動を希望する中学生が、好きなことを、多岐にわたる選択肢から選択できるように」する。運動系では、「日立市スポーツ少年団」「総合型地域スポーツクラブ」等の中学生が参加できるスポーツクラブが創設される。文化系では、既設の「日立市文化少年団」「日立市職業探検少年団」、「日立市ミュージッククラブ（仮称）」（令和8年度から創設予定）等への参加が可能である。リーフレットは、令和8年2月付で令和8年度本校保護者には周知済である。

## 9 年間計画について

- ・年間及び毎月の活動計画は、部活動顧問が策定する。
- ・毎月の活動計画は、各部ごとに顧問が、校長へ提出する。
- ・「学校の部活動に係る活動方針」と「年間の活動計画」「月の活動計画及び活動実績」を作成し、学校ホームページに公開する。

## 10 その他部活動運営上の留意点

- ・大久保中学校の生徒として、自覚と誇りをもって活動させる。
- ・学校生活及び校外生活においてもルールを守れるようにする。
- ・練習時の服装は、学校指定のTシャツ・体操着とする。ただし、顧問が許可したもの、部活動内でそろえたものは着用してよい。
- ・部活動を休んだり、遅刻や早退をしたりする場合は、部活動顧問または楽メで連絡する。
- ・昼食を持参する場合、ジュースやおやつは禁止する。
- ・昼食を購入するための外出及び帰宅は認めない。
- ・大会等参加の場合、補助食品の持参については、部活動顧問の指示に従う。
- ・活動の場所や用具を大切にするとともに、常に清潔にし、整理整頓に努める。
- ・部活動終了後は、顧問が戸締まり等の点検を行い、翌日等の授業に支障がないようにする。

### 【保護者会議について】

各部保護者会を年1回または2回（総合体育大会、新人体育大会前）行う。

### 【生徒活動後援会について】

理事会を年2回程度行う。